

「こどもでじまはく in 五島市」キッチンカー移動販売出店募集要領

1 公募物件

公募物件は別紙「市民体育館駐車場物件」のとおりとする。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ①市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ②営業許可証に記載された営業の種類が、「自動車による飲食店営業」、「菓子製造業である者」
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④出店期日において営業許可証の期限が有効である者
- ⑤保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者
- ⑥過去2年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- ⑦地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑧会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者
- ⑨民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者
- ⑩五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)及び五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成16年五島市訓令第57号)に基づく措置を現に受けていない者

3 キッチンカー移動販売の設置及び出店条件等

(1) 使用形態など

①設置日

設置日は、令和7年11月22、23日の2日間とする。

②使用料

無料とする。

③その他必要経費等

キッチンカー移動販売の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とする。

④留意点

詳細について、必ず別紙「市民体育館駐車場物件」にて確認すること。

(2) 使用上の制限・注意事項等

- ①車両の搬入及び準備は、各日午前8時00分からとする。また、搬入にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させるなど最徐行で搬入すること。
- ②運営時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ③必要に応じた相応の保険を掛ける等措置を講じること
- ④設置・営業に伴う一切の費用は、事業者の負担とする。調理に火気を使用する場合、必ず消火器

を設置すること。

- ⑤車両の片づけ及び搬出は、午後6時00分までに行うこと。また、搬出にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させるなど最徐行で搬出すること。
- ⑥敷地内は禁煙とする。
- ⑦設置可能な車体の大きさは、駐車スペース2ヵ所分とする。また、主催者側の指示に従い、指定する場所に設置すること。
- ⑧車両に併設して、販売窓口脇等にゴミ箱等を設置若しくは、使用済容器回収ボックス等を適宜設置することとし、また、ゴミは持ち帰ること。その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、事業者の責任と負担で実施するものとする。
- ⑨電源の貸し出しを希望する場合は事前に申し出ること。
- ⑩消費者のつまずき・転倒を防止するため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープやマット等で保護する等、安全対策を施すこと。
- ⑪看板・メニューボードは最小限とし、飛散・倒壊防止の措置を講じること。
- ⑫車内外の整理整頓、及び清潔を保つよう留意すること。（車外には荷物や食材を出さない）
- ⑬スピーカー等を利用した営業を禁止する。
- ⑭販売業務においては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。

（3）維持管理責任

- ①商品補充、金銭管理などの維持管理は、設置事業者が適切に行うこと。また、商品の賞味期限等商品の品質管理に十分注意すること。
- ②営業時には「営業許可証」を表示すること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先をわかりやすい場所にはっきりと掲示すること。
- ⑤設置及び維持管理にあたっては、主催者側と緊密な連携をとり、来場者等の利便を損なうことがないように留意すること。

4 応募申込み手続き

（1）申込方法

郵送又は持参すること。

（2）提出先

〒853-0064

長崎県五島市三尾野一丁目7番1号

五島市役所 こども未来課 子育て支援班 近藤

電話 0959-74-5831

（3）必要な書類

- ①キッチンカー移動販売出店申込書（様式1）
- ②営業許可証一式の写し
- ③同意書兼役員名簿（様式2）
- ④販売車写真画像

⑤車検証の写し

⑥商品の画像および金額表

(4) 受付期間

令和7年10月10日(金)～令和7年10月27日(金) 必着

直接持参の場合、受付は平日午前8時30分～午後5時00分とする。また、郵送の場合、必着とするため、注意すること。

5 設置事業者の決定等

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を選定対象とする。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

①応募資格のない者による応募申込み

②応募書類を指定の日時までに提出しなかったもの

③応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

④虚偽の申し立てをしたもの

⑤その他、不正な手段による応募申込み

(2) 設置事業者の決定

出店申し込み多数の場合は、主催者側により選考を行う。(最大6事業者)

(3) 審査結果の通知等

設置事業者の決定は、令和7年10月31日(金)(目安)までに、申込者それぞれに対し、キッチンカー移動販売出店申込書(様式1)に記載のEメールアドレス宛に結果を通知する。

6 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すこととする。

①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

②設置事業者が応募者の資格を失った場合

③その他設置事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

上記の取消しの場合は、前条第2項の場合、次点の者を決定事業者とする。

7 その他

①使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

②本募集要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、五島市行政財産使用料条例、五島市有財産管理規則、その他関係法令等の定めるところによる。

③本募集要領に関する問い合わせ先は次項のとおり。

8 お問い合わせ先等

〒853-0064

長崎県五島市三尾野一丁目7番1号

五島市役所こども未来課 子育て支援班 近藤

電話 0959-74-5831